

包装資材等転換支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第14条の規定により、包装資材、表示資材、販売用資材、提供用資材及び納品用資材等の不足又は価格高騰に対応し、商品の販売、サービス提供及び納品の継続に必要な仕様変更又は販売形態の転換を行う市内中小企業者等を支援するため、包装資材等転換支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、別表1に掲げる者とする。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第3条 この補助金は、別表2に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象経費で、市長が必要かつ適当と認めるものについて交付するものとする。ただし、補助事業は、資材不足又は価格高騰による影響内容と、商品の販売、サービス提供又は納品の継続との関連性が確認できるものに限る。通常の仕入れ、既存資材の単なる買い増し、在庫確保、価格高騰分の単純な補填、販売継続との関係が薄い販促物作成又は単なるデザイン刷新に係る経費は、補助の対象としない。また、同一の申請内容について、国、北海道、旭川市その他の公的機関から補助金等の交付を受けている場合は、補助事業としない。

（算定の基礎及び補助率等）

第4条 補助金の額は、別表2に定める補助対象経費の額に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とし、同表に定める上限額を限度として、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、包装資材等転換支援補助金交付申請書兼事業計画書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に別表3に定める関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付申請について、予算の範囲内において先着順に受け付けるものとする。この場合において、交付申請書及び必要な添付書類が不足なく提出され、市が申請内容を確認できる状態となった時点をもって受付完了とする。

ただし、提出書類に不足又は不備がある場合は、当該不足又は不備が解消された時点を受付完了とする。

3 交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否及び交付額を決定する。交付決定した場合には、包装資材等転換支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知を行うものとする。また、交付決定しなかった場合にも書面により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると

認めたときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

（交付の決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることができる。

- （1）補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
 - （2）補助事業者が、この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - （3）補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - （4）補助事業に関して不正に他の補助金等（市以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - （5）取得財産等を、あらかじめ市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供したとき。
 - （6）補助事業者が、当該補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
 - （7）虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - （8）天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。
- 2 前項第2号から第7号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用されるものとする。
- 3 市長は、取消しについて決定した場合は、書面により通知するものとする。

（補助事業の遂行及び状況報告・調査）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、補助事業を行わなければならない。

- 2 市長は、補助事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。
- 3 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助金の交付決定の内容に従っていないと認めるときは、補助事業者に対して決定の内容に従うよう指示するものとする。

（補助事業の計画内容の変更等）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、交付決定額が2割以上の減額となる場合又は補助事業の計画内容を変更しようとするときは、あらかじめ、包装資材等転換支援補助金変更承認申請書（様式第3号）に別表3に定める関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を包装資材等転換支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 第1項のただし書による軽微な変更とは、次に掲げるものを全て満たす場合とする。
 - （1）交付決定額が2割未満の減額となる場合
 - （2）補助事業者の創意工夫による事業計画の細部の変更等、より補助目的の達成に資するもの

と考えられる場合

(3) 補助事業の対象経費の変更又は細目相互間における流用による変更の場合

- 4 前項までの規定による変更により補助対象経費が増額となる場合であっても、変更後の補助金の額は、第6条第1項の規定により交付決定を受けた補助金の額を上限とする。

(補助事業の廃止)

第11条 補助事業者は、補助金交付決定後において、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、包装資材等転換支援補助金廃止承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認を決定した場合は、速やかに書面により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内に、包装資材等転換支援補助金実績報告書兼補助金交付請求書(様式第6号)(以下「実績報告書」という。)に別表3に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、これを審査し、及び必要に応じ実地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、包装資材等転換支援補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定する補助金の額は、交付決定額を超えないものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、実績報告書により請求のあった補助金について、速やかに交付するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条に規定する実績報告書の提出があった場合で、実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して、これに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第16条 市長は、第5条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、包装資材等転換支援補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第8号)により、その金額(実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに市長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(理由の提示)

第17条 市長は、第9条第3項若しくは第14条の規定による指示をするとき又は第8条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を提示するものとする。

(関係書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から7年間は保存しなければならない。

(取得財産等の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、取得財産等が破損し、又は滅失したときは、その旨を書面により市長に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、取得財産等で次の各号に掲げるものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を勘案して定める期間）を経過したときは、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で特に必要があると認めて定めるもの

(3) その他補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付事務に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

2 この要綱による補助金は、令和8年4月1日以後に実施した補助事業及び同日以後に支出した補助対象経費について適用する。

別表 1

事業名	具体的内容	補助内容	補助対象者
包装資材等転換支援補助金	包装資材、表示資材、販売用資材、提供用資材及び納品用資材等の不足又は価格高騰に対応し、商品の販売、サービス提供又は納品の継続に必要な仕様変更又は販売形態の転換に要する費用の一部を補助する。	事業期間：4月1日から当該年度の12月31日まで 補助率：補助対象経費の4分の3以内 限度額：1事業者当たり1,500千円 ※予算の範囲内で交付する。	① 市内に主たる事業所を有し、市内において操業している中小企業者（旭川市中小企業振興基本条例第2条第1号に規定する中小企業者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものを含む。））。 ② 市内に事務所を有する中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体であって、その過半数が中小企業者で組織された団体） ③ 市内在住、かつ、市内で操業している個人事業主であって、農業、林業又は漁業以外の事業を営む者 ※いずれの場合も市税を滞納していないことを条件とする。

別表 2

事業名	補助対象事業	補助対象経費	補助対象外経費
包装資材等転換支援補助金	資材不足又は価格高騰に対応し、商品の販売、サービス提供又は納品を継続するために必要となる、包装資材、表示資材、販売時に商品と一体的に使用する資材、サービス提供用資材又は納品用資材等の仕様変更、代替資材の導入、包装・表示・提供方法又は納品形態の変更その他これらに付随する初期的な対応を行う事業 ・補助対象期間 令和8年4月1日から令和8年12月31日まで	① 代替資材初期導入費 包装資材、表示資材、販売時に商品と一体的に使用する資材、提供用資材又は納品用資材等を代替資材へ切り替える際に必要となるサンプル購入、試作用又は検証用の小ロット発注その他代替資材への切り替え初期対応に必要な最小限の発注に要する経費 ② 表示データ等修正費 資材変更、仕様変更、提供方法又は納品形態の変更に伴い必要となる表示内容、版下、印刷データ、納品用表示データ等の作成又は修正に要する経費 ③ 加工・印刷・外注費 包装仕様、表示内容、提供方法又は納品形態の変更に伴い必要となる印刷、加工、裁断、封入、封緘、ラベル貼付、梱包作業その他外注に要する経費 ④ 適合確認・試験費 代替資材、変更後の包装仕様、表示内容、提供方法又は納品形態等が、販売、サービス提供又は納品に使用可能であることを確認するために必要な試験、確認、試験加工等に要する経費 ⑤ 専用機器導入費 補助対象事業に専ら使用し、資材変更、包装仕様の変更、提供方法又は納品形態の変更に直接必要となる小規模な加工機器、裁断機、紙緩衝材製造機の導入に要する経費 ⑥ その他 補助対象事業の実施に直接必要な経費で、市長が特に必要と認めるもの	① 通常仕入れ、既存資材の単なる買い増し、在庫確保、通常販売又は通常提供に用いる資材の継続的な購入に係る経費 ② 価格高騰分の単純な補填 ③ 販売、サービス提供又は納品の継続との関係が薄い販促物作成又は単なるデザイン刷新 ④ 汎用設備、通常の生産設備、設備更新、人件費、家賃、光熱費その他固定費 ⑤ 製造、施工又は栽培の工程で使用する資材であって、販売、サービス提供又は納品の継続に直接関係しないもの ⑥ その他市長が補助対象として適当でないと認める経費

申請書等	関係書類
交付申請書 (様式第1号)	【必須】 ① 補助対象経費の積算内容が確認できる資料 補助対象経費の金額、単価、数量、仕様、取引内容等が確認できる見積書、価格表、カタログ、仕様書、発注書、契約書、請求書その他これらに類する資料 ② 市税を滞納していないことを証明する書類（発行後3か月以内のもの） ③ 法人：法人事業概況説明書の写し又は直近決算書 ※ 決算期を一度も迎えていない法人は、事業の実態が確認できる書類 個人：所得税青色申告決算書（一般用又は現金主義用）の写し又は収支内訳書（一般用）の写し ※ 最初の確定申告期限を迎えていない個人は、開業届の控えの写し ④ 法人：履歴事項全部証明書又は法人の全部事項証明書（発行後3か月以内のもの） 個人：本人確認書類の写し 例）運転免許証、マイナンバーカード表面等 【該当する場合】 ⑤ 営業許可が必要な業種の場合、営業許可証の写し ⑥ 税抜10万円以上の経費に係る2者以上の見積書 ※ 相見積を取得できない場合は、取得できない理由書 【任意】 転換前後の違いを説明するため、写真、画像、カタログ、仕様書、図面、ラベル案、サンプル写真、成果物イメージ等がある場合は添付してください。
変更承認申請書 (様式第3号)	① 変更後の内容が分かる資料 ② 変更後経費の見積書等 ③ 変更理由が分かる資料
実績報告書兼補助金 交付請求書 (様式第6号)	① 補助対象経費の支出を確認できる書類 発注書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込明細、通帳の写し等 ② 補助事業の実施結果が分かる資料 転換前後の違いが分かる写真、変更後の資材、包装、表示等の成果物、仕様書、納品物等 ③ 振込先口座が確認できる資料 通帳の写し、キャッシュカードの写し、金融機関の口座情報画面の写し等